

占冠村

トマム  
子育てガイドブック  
2019



## トマムの、のんびり楽しい 子育てLifeによろこそ！

トマム地区は、山間の自然に囲まれた小さな集落。  
都会の便利さはないけれど、トマムの人たちは、  
ほどよく助け合いながら、そんなに不自由なく、楽しく子育てをしています。  
みんなが、子どもの健やかな成長とママ・パパの子育てを支えてくれる、  
温かい人のつながりがある地区なのです。

占冠村では、トマムに住む方が安心して子育てできるように、  
そして子どもたちが健やかに成長できるように、さまざまな支援を行っています。

この冊子は、トマムで子育てしている方、これから子育てする方向けのガイドブックです。  
トマムで子育てをしているお母さんたちと一緒に作成しました。  
どうぞ、手元に置いてご活用ください。

あなたのトマムでの子育てが、  
喜びと楽しさにあふれた体験になりますように。

2019年3月

## もくじ

### ●巻頭特集

- 子育てカレンダー……………P.3
- 村の子育て支援PICK UP！……………P.4
- トマムの先輩ママ口コミ情報……………P.5
- 親子で楽しむスポット＆村民割引……………P.6
- 子連れOKの講座、イベント……………P.8
- 公共施設、公園情報……………P.9

z

### ●妊娠がわかったら

- ・必要な手続き……………P.10
- ・妊娠中の支援、制度……………P.10

### ●赤ちゃんが生まれたら

- ・必要な手続き……………P.12
- ・出産祝い(名入りククサ)……………P.13
- ・医療費の助成……………P.14
- ・こんな経済的支援もあります……………P.14
- ・保健師が訪問します……………P.15
- ・乳幼児とお母さんの健診について……………P.15
- ・予防接種について……………P.16

### ●ひとり親家庭への支援……………P.17

### ●障がいのあるお子さんへの支援……………P.18

### ●子育てをサポートします

- ・子育て広場「おひさまの会」……………P.19
- ・相談したいときは……………P.19
- ・子どもを預けるときは……………P.20

### ●医療機関について

- ・トマム地区の診療所について……………P.21
- ・村外の医療機関について……………P.21
- ・病気・ケガの緊急連絡先など……………P.22

### ●村立トマム保育所……………P.23

### ●義務教育学校 占冠村立トマム学校…P.25

### ●就学したら

- ・就学・スポーツ活動への支援……………P.26
- ・学童保育……………P.26
- ・公設学習塾、英語教育、国際交流……………P.27

# 子育てカシンダー

	妊娠	出産～生後1か月	生後2～4か月	生後5か月～	1歳～	3歳～	5歳～	就学後
届出・手当・健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>•妊娠届 (P.10)</li> <li>•母子健康手帳 (P.10)</li> <li>•妊婦健診 (P.10)</li> <li>•妊婦歯科健診 (P.10)</li> <li>•妊婦健診・出産時の交通費 および宿泊費助 (P.11)</li> <li>•風しん等予防接種費用助成 (P.11)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•出生届 (P.12)</li> <li>•出産育児一時金 (P.12)</li> <li>•健康保険 (P.12)</li> <li>•出産祝い (P.13)</li> <li>•各種手当 (P.13・17・18)</li> <li>•新生児聴覚検査 (P.14)</li> <li>•未熟児養育医療 (P.14)</li> </ul> <p>産婦健診、産婦歯科健診費用助成 (P.15)</p> <p>医療費助成 (P.13)、障がい児通園等交通費補助 (P.18)</p>	<p>予防接種 (P.16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•4か月児健診 (P.15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•10か月児健診 (P.15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•1歳6か月児健診 (P.15)</li> <li>•2歳児健診 (P.15)</li> <li>•1歳児歯科健診 (P.15)</li> </ul> <p>幼児歯科健診 (P.15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•3歳児健診 (P.15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•5歳児健診 (P.15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•就学奨助 (P.26)</li> <li>•奨学金 (P.26)</li> <li>•アスリート育成派遣補助 (P.26)</li> </ul>
子育て支援相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子健康相談 (P.19)</li> <li>健康相談室 (P.19)</li> </ul>	<p>赤ちゃん訪問 (P.15)</p> <p>おひさまの会 (P.19)</p>						
保育教育支援							子育て応援事業(1歳児からの一時預かり) (P.20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•トマム学校 (P.25)</li> <li>•学童保育 (P.26)</li> <li>•公設学習塾 (P.27)</li> <li>•英会話教室 (P.27)</li> <li>•交換留学 (P.27)</li> </ul>



# 村の子育て支援PICK UP!

占冠村は、妊娠・出産からお子さんが高校生になるまでしっかりサポート！

## 妊娠

- ・ 親子健康相談、健康相談室 (P.19)
- ・ 妊婦健診や予防接種費用を助成 (P.10, 11)
- ・ 妊婦健診時の交通費、宿泊費助成 (P.11)

## 出産

- ・ 出産時の交通費・宿泊費を助成 (P.11)
- ・ 出産祝いにお子さんの名前入りククサ(木製カップ)をプレゼント (P.13)

## 医療費

- ・ 18歳までお子さんの医療費を助成 (P.13)
- ・ 任意予防接種(ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザ)費用助成 (P.16)

## 保育

- ・ 保育料を軽減: 村民税・所得税額により異なり  
0~7,000円/月 (P.24)
- ・ 預かり保育料500円/日 (P.20)

## 学童

6-12歳の児童に学童保育実施 (P.26)

## 教育

- ・ 受講料無料の公設学習塾実施 (P.27)
- ・ ネイティブ講師による英語教育: 保育園、トマム学校、英会話教室 (P.27)

## 国際交流

占冠村と姉妹都市アスペン市との中学生の短期交換留学 (P.27)



# トマムの先輩ママ口コミ情報

トマムで子育てしてよかったことなどを教えてもらいました！

## コミュニティについて



地区の人たちが、子どもを大切にしてくれます。みんなに見守ってもらえて、安心感があります。

みんなが知り合いで、何かあれば色々助けてくれます。田舎暮らしですが、人間関係が濃すぎる、ということはなく、ちょうどいいです。



地域のイベントで、トイレに行く間抱っこしておいてもらうなど、地域の人に気軽に子どもを預けられるんです。小さい地域ならではの良さだなと感じます。



## 生活環境について



スーパーやコンビニはないですが、ネットスーパーや生協の宅配を使うことで、むしろ買い物に出る手間が省けます。

夏時期は、地元農家さんの新鮮な野菜が食べられます。



普段は自然に囲まれた田舎での生活ですが、地区内にあるリゾートに行けば、子どもに都会的な環境も経験させられます。

トマムには交番はないですが、学校の下校時間など、警察官がこまめにパトロールに来てくれます。



## 子育て・教育について



母乳相談や乳房マッサージについて、保健師さんに相談すれば助産師さんと一緒に訪問してくれます。

学校では、川や雪などの村の自然環境を活かした野外教育や、外部講師の授業など、少人数ですが色々な経験ができます



運動会は、学校と保育園との合同で行われます。一緒に練習したり、競技を行ったりすることを通して、年上の子は、自然に小さい子のお世話ができるようになっていきます。こういうのは、都会では経験できないと思います。





# 親子で楽しむスポット & 村民優待

子連れでのお出かけにおすすめの場所をご紹介します。優待割引も要チェック！

## ボルダリング 「ピラコニムトマム」



### 得 Memo

初心者向けの無料教室、無料開放あり

村内唯一の常設ウォール。木製ホールドは、地区内にある「VOCK」の手作りです。初心者向け教室(無料)を受けた方は、団体利用(大人2名以上)ができます(要予約)。

【場所】 トマムコミュニティセンター内 多目的ホール

【団体利用について】 月曜～金曜8:30-21:00(ホール開放時)、原則大人2名以上(未成年は保護者同伴)、要予約

【料金】 施設利用料280～360円/時(時期、時間により異なる)

【お問合せ】

・利用について(利用申込)…トマム支所(電話:0167-57-2160)

・初心者向け教室、無料開放について…占冠村役場 企画商工課 地域振興対策室(電話:0167-56-2124)

## 村営プール(トマム・中央水泳プール)



学校の敷地内にあるプールを、夏時期に無料開放しています。中央水泳プールには浅いところもあり、小さいお子さんも保護者同伴で利用できます。

【場所】 トマム水泳プール(右写真)…トマム学校内

中央水泳プール(左写真)…中央小学校内

【利用時期】 6月下旬-8月下旬(予定)

※詳しくは村のHPやチラシでお知らせします

【お問合せ】

占冠村教育委員会 社会教育担当(電話:0167-56-2183)



## スキー場情報

### 星野リゾート トマムスキー場

雪遊びやそり遊びもできます。お子さんのスキー場デビューにもおススメ。

【場所】 星野リゾート トマム内(占冠村字中トマム)

【お問合せ】

・スキー場について…星野リゾート トマム  
(電話:0167-58-1111)

・村民優待について(申込窓口)…占冠村役場 企画商工課 企画担当(電話:0167-56-2124)

### 得 村民優待について

占冠村に住民票がある成人・就学後の未成年者は、リフト1日券を1,500円で購入可能。小・中・高校生はシーズン券を発行。

### 国設占冠中央スキー場

下の方の緩い傾斜は、初めての方の練習やそり遊びにぴったり。リフトはロープトゥです。

【住所】 占冠村字中央

【営業時間】 月曜・水曜・金曜14:00-20:00、  
火曜・木曜14:00-18:00、土曜・日曜・祝日13:00-18:00

【駐車場】 あり

【お問合せ】

占冠村教育委員会 社会教育担当

(電話:0167-56-2183)

### 得 Memo

リフトはだれでも無料で利用できます

## 占冠湯の沢温泉 森の四季



得

### 村民優待について

「村民カード」持参で、入浴料大人330円、子ども(小学生以下)170円 ※「村民カード」の発行申請はトマム支所もしくは商工観光担当へ

森に囲まれた温泉宿。エゾシカや山菜など地元食材を使った料理も美味しい。宿の周辺を散歩したり、森林浴をするなど、自然の中でのんびり過ごせます。

【住所】 占冠村字占冠湯の沢

【入浴料(通常)】 大人500円、子ども(小学生以下)200円、未就学児無料、回数券あり

【営業時間】 温泉は11:00-20:30(20:00まで入館)

【駐車場】 あり

【お問合せ】

温泉について…湯の沢温泉(電話:0167-56-2311)

<https://www.yunosawa.com/>

村民優待について…占冠村役場 企画商工課 商工観光担当(電話:0167-56-2124)

## 星野リゾート トマム

スキー場(P.6)のほか、お子さんに大人気の北海道最大の室内プール「ミナミナビーチ」と、入浴施設「木林の湯」でも村民優待があります。

【住所】 占冠村字中トマム

【お問合せ】

・各施設について…星野リゾートトマム

(電話:0167-58-1111)

・村民優待について…占冠村役場 企画商工課 企画担当(電話:0167-56-2124)

得

### 村民優待について

占冠村に住民票がある方は、「住所と氏名が確認できる身分証(運転免許証・健康保険証)」提示で、「ミナミナビーチ」と「木林の湯」を優待料金で利用できます。

【優待料金】 同伴者4名まで優待料金で利用可

・ミナミナビーチ…大人1,000円、子ども(小学生以下)500円

・木林の湯…大人400円、子ども(小学生以下)250円

※ミナミナビーチ利用者は、木林の湯を無料で利用可

## 子育て中のママ・パパと交流するなら

### ミナトマム

子育て中のお母さん達を中心となって管理しているコミュニティスペース。小上がりの遊び場には、おもちゃがいっぱい。飲食自由で、電子レンジや湯沸かしポットもあります。



【住所】 占冠村字上トマム

【運営日】 月・水・金11:00-17:00

【お問合せ】 トマム町内会事務局

(電話:0167-57-2160)

### トマム図書室

絵本や図鑑など子ども向けの本が充実。利用登録をすれば、1人5冊まで、2週間借りられます。読んでみたい本があれば、リクエストカードでリクエストすることもできます。



【場所】 トマムコミュニティセンター内

【利用時間】 平日8:45-17:30

【お問合せ】 トマム支所

(電話:0167-57-2160)

### 「子育て広場」おひさまの会

詳しくはP.19



# 子連れOKの講座・イベントカレンダー

実施については村のホームページやチラシでお知らせします

## 子連れOKの講座・教室

名称	内容	場所、開催日、問合せなど
ヨガ講座	初心者、老若男女だれでも参加OK。託児あり(申込時に要相談)。トマムからの送迎バスあり。	場所:占冠村保健福祉センター「ノンノ」 開催日:月1回(不定期) 参加費:700円
夏休み水泳教室	小学生以上が対象(中学生、成人も参加可)。教室の最後に水泳記録会を行う。	場所:村営トマム水泳プール 開催日:毎年夏休み期間中(2日間) 参加費:無料
親子スキー教室	小学生の親子が対象。占冠スキー連盟、占冠スポーツ推進委員が指導する。	場所:国設占冠中央スキー場 開催日:毎年1月(2日間) 参加費:無料

申し込み・お問合せは…占冠村公民館事務局(電話:0167-56-2183)

## イベントカレンダー

月	トマム地区で開催	中央地区で開催
1月	新年会	親子スキー教室
2月		キャンドルナイト
3月		村民スキー大会
4月		しむかつぶメープル収穫祭
5月	お花見、保育所 & 学校の合同運動会	しむかつぶ村民「山菜市」
6月	山菜パーティ	山菜料理コンクール
7月	苦鷗神社祭・トマム夏祭り(前夜祭)	村民スポーツレクリエーション大会
8月	苦鷗神社祭・トマム夏祭り(本祭)	ふるさと祭り
9月	保育所 & 学校の合同学芸会	秋の収穫祭
10月	トマム町内会防災訓練	紅葉まつり
11月		占冠村総合文化祭
12月	餅つき	



# 公共施設・公園情報

村内の公共施設と公園についてご紹介します

## 公共施設について ※村営プール、スキー場についてはP.6参照

名称	施設について	時間、問合せなど
トナムコミュニティセンター	トナム支所と同じ建物内。多目的ホール(ボルダリングウォールあり→P.6)、図書室(P.7)、和室、調理室、郵便局などがあります。	利用時間:月曜～金曜8:45-17:15(土日祝休み)※ボルダリングは8:30-21:00 お問合せ:トナム支所 (電話:0167-57-2160)
占冠村コミュニティプラザ(公民館)	児童室、図書室、多目的ホール、和室、会議室、調理実習室などがあります。児童室には、小さい子ども向けの遊具もあります。	住所:占冠村字中央 利用時間:月曜～土曜9:00-18:00(日祝休み) ※事前申し込みで21:00まで利用可 お問合せ:占冠村教育委員会 社会教育担当(電話:0167-56-2183)
双民館	閉校した小学校の施設を研修施設として利用しています。体験研修などができる校舎部分(調理実習室、研修室、体育館、運動場など)と、宿泊施設部分があります。調理実習室では、アイスクリーム作りやソーセイジ作り、豆腐作りができます。	住所:占冠村字双珠別 利用について:研修目的に限る、1週間前までに要予約 利用時間:日帰り9:00-21:00、宿泊9:00-翌12:00(月曜休館) 利用料:日帰り大人1名150円(4時間未満)・400円(4～12時間)、宿泊大人1名1,500円※団体割引(5名以上)、子ども料金(中学生以下)あり お問合せ:占冠村役場 農林課 農業担当(電話:0167-56-2174)

## 公園について

地区	名称など	遊具、設備など
トナム	児童公園	滑り台、ブランコ、シーソー、ジャングルジムあり
	トナム地区公園(整備中)	基本計画を策定し、順次整備を予定
中央	占冠村農村公園	遊具なし。トイレ(おむつ替えシート、幼児用便座あり)、駐車場あり。ふるさと祭りなどのイベント会場に利用されている。
	児童公園	ブランコ、ジャングルジム、砂場などあり
	道の駅にある噴水	道の駅にベビーベット、授乳室、トイレあり

# 妊娠がわかったら

## 必要な手続き

### 妊娠の届出

医療機関を受診し妊娠がわかった場合、早めに妊娠届を出しましょう。届出をしていただくと、母子健康手帳と妊婦一般健康診査・超音波検査の受診票が交付されます。

母子健康手帳は、妊娠出産の記録や、赤ちゃんの出生から就学までの成長する過程、健康診査や予防接種を受けた記録など、母と子の健康と成長の記録になるものです。ぜひ活用し、大切に保管してください。

対象者	占冠村に住民票がある妊婦
届出窓口	占冠村役場 住民課 保健予防担当 もしくは トナム支所(保健予防担当に要予約)
届出に必要なもの	妊婦本人の届出の場合※1 ・妊娠届出書(窓口で記入。占冠村HPからダウンロードもできます※2) ・病院からもらう妊婦の証明書 ・印鑑(妊娠届への捺印のため) ・妊婦のマイナンバーカード、または免許証など本人確認ができるもの ※1 代理人(家族)の届出の場合は、保健予防担当へお問合せください ※2 占冠村ホームページで、住民課>保健予防担当>母子健康手帳の交付へ
交付するもの	母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

## 妊娠中の制度・支援

### 1. 妊婦一般健康診査費、超音波検査費の助成

母子手帳の交付時、妊婦一般健康診査(14回分)と超音波検査(11回分)の受診票を交付します。受診票の助成額を超えた分は、自己負担となります。健診は、道内の(道外の場合は要問合せ)医療機関および助産院で受けることができます。

対象者	占冠村に住民票がある妊婦
交付する時期	受診票は、三回に分けて交付します。②③は親子健康相談(P.19)の際に交付します。③では産後に受診する産婦健康診査(P.15)の受診票もお渡しします。 ①妊娠届出時 第1回～第4回分 ②15週頃(親子健康相談時) 第5回～第9回分 ③24週頃(親子健康相談時) 第10回～第14回分、産婦健康診査(2回分)

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

### 2. 妊婦一般歯科健康診査費の助成

妊婦一般健康診査受診票の交付を受けた方を対象に、一般歯科健康診査の費用を助成します。歯科健診は、村内の歯科診療所(P.21)で受けることができます(村外の医療機関は助成対象外)。

※対象者には、15週頃の妊婦一般健康診査受診票交付時に、歯科健診受診カードをお渡します

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

# 妊娠がわかったら

## 3. 妊産婦の健診・出産時の交通費・宿泊費の助成

占冠村に住民票があり、占冠村から妊婦一般健康診査・産婦一般健康診査の補助券の交付を受けている方を対象に、健診・出産時の交通費および宿泊費の一部を助成します。

対象者	占冠村に住民票があり、村から妊婦一般健康診査受診票・産婦一般健康診査受診票の交付を受けている方(村から受診票の交付を受けていない期間は助成対象外)
対象となる健診、宿泊	出産前の妊婦一般健康診査(14回)、出産時の受診(1回)、産婦健康診査(1回)、医療機関受診にかかる宿泊(5泊まで、本人の宿泊のみ対象)
助成額	占冠村から医療機関までの往復交通費と宿泊費を助成します。 【交通費】 距離(片道):助成額(片道) 0-50km:800円、50-75km:1,300円、75-100km:1,600円、100km以上:2,300円 【宿泊費】 上限5,000円/1泊 ※里帰りのため道外医療機関を受診した場合は、交通費20,000円を1回助成
申請期間	出産後3か月以内(申請時に村に住民票がない方は申請できません)
申請窓口	占冠村役場 住民課 保健予防担当 もしくは トナム支所
申請に必要なもの	・申請書(窓口で記入。占冠村HPからダウンロードもできます※1) ・母子健康手帳(受診日を確認するため) ・印鑑(申請書への捺印のため) ・通帳など、振込先口座のわかるものの写し ・宿泊施設の領収書(利用した場合のみ) ※1 占冠村ホームページで、住民課>保健予防担当>母子健康手帳の交付へ

お問合せ 占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

## 4. 風しん等予防接種費用助成

妊娠している方および同居する家族、または妊娠を予定/希望している方および同居する家族を対象に、予防接種費用の一部を助成します。助成額は風しんワクチン2,500円、麻しん風しん混合ワクチン5,500円(生活保護受給世帯の方については村が全額助成)です。

お問合せ 占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

## 5. 妊娠・出産・子育ての悩み相談

保健師が相談に応じます。不安や悩んでいることなど、一人で抱え込まず気軽に相談してください。

➡ 詳しくは、「相談したいときは」(P.19)

お問合せ 占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

## ほかにもこんな経済的支援があります

### 1. 高額医療費制度

病院などでの自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が健康保険から払い戻されます。

### 2. 医療費控除

医療費が多かった場合、確定申告を行うことで、一旦収めた税の還付を受けられます。

➡ 高額医療費制度、医療費控除について 詳しくは、「こんな経済的支援もあります」(P.14)

# 赤ちゃんが生まれたら

## 必要な手続き

### 1. 出生届

出生届には、医師または助産師の出生証明書が必要です。出生届後、お子さんにかかる医療費助成や手当(P.13, 14, 17, 18)がありますので、申請を行ってください。

届出期間	生まれた日を含めて14日以内
届け出る人	①父母 ②同居者 ③出産に立ち会った医師か助産師(届け出順位が定められています) ※父母が婚姻届けを出していない場合、①母親②同居者③出産に立ち会った医師か助産師
届出窓口	占冠村役場 住民課 戸籍担当 もしくは トナム支所
届出に必要なもの	・出生届(用紙は病院でもらいます) ・母子健康手帳 ・印鑑 ・健康保険証(出生届後の各種申請用)

お問合せ 占冠村役場 住民課 戸籍担当(電話:0167-56-2123)

### 2. 健康保険加入

生まれてから14日以内に、お子さんの加入手続きを行きましょう。

届出期間	生まれた日を含めて14日以内
届出窓口	①国民健康保険に加入している方…占冠村役場 住民課 国保医療担当 もしくは トナム支所 ②職場の健康保険に加入している方…加入されている医療保険へ

お問合せ

- ①国民健康保険に加入している方は  
…占冠村役場 住民課 国保医療担当(電話:0167-56-2122)
- ②職場の健康保険に加入している方は、加入されている医療保険へ

### 3. 出産育児一時金

妊娠・出産は病気ではないため、正常分娩の場合は健康保険が適用されず、出産費用は自費扱いとなります。ただし、健康保険の加入者が出産した場合、健康保険から出産育児一時金として国保の場合は42万円(社会保険の場合は、加入する医療保険や所得により異なる)が支給されます。受け取りには、健康保険の加入者本人が、医療保険者に申請する必要があります。

#### 出産育児一時金の直接支払制度について

かかった出産費用に出産育児一時金を充てられるように、原則として加入している健康保険から直接医療機関などに出産育児一時金を支払う仕組みです。制度を利用する場合は、出産する医療機関などで手続きをします。出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、加入している健康保険に請求するとその差額分が支給されます。詳しくは、医療機関にお問合せください。

お問合せ

- ①国民健康保険に加入している方は  
…占冠村役場 住民課 国保医療担当(電話:0167-56-2122)
- ②職場の健康保険に加入している方は、加入されている医療保険へ

# 赤ちゃんが生まれたら

## 4. 児童手当

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。出生届と同時に申請できます(出生日の翌日から15日以内に申請しましょう)。

対象者	0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方 ※主たる生計維持者が受給者となります
支給について	申請した月の翌月分から支給(一部特例あり)され、支給事由の消滅した月分で終わります。 原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。
申請期間	出生日の翌日から数えて15日以内(期日を過ぎると、支給開始が遅れる場合があります)
申請窓口	占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室 もしくは トمام支所
申請に必要なもの	・印鑑 ・受給者の健康保険証の写し ・受給者の通帳など、振込先口座のわかるもの(受給者名義のものに限る) ・マイナンバーカードまたは通知カード(受給者と配偶者の分) ・申請者の免許証など身元確認書類

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室(電話:0167-56-2125)

## 5. 子どもの医療費助成(子育て支援医療費助成)

0歳から高校卒業までのお子さんの医療費を助成します。村に登録申請していただくと、「子育て支援医療費受給者証」をお渡しします。医療機関を受診する際、受給者証と健康保険証を提示すれば、道内の医療機関での健康保険適用分の医療費自己負担は原則ありません。

助成対象者	占冠村に住民票があり、健康保険に加入している0歳から高校卒業までの子ども ※所得制限はありません
対象となる医療費	入院、通院、歯科、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費(初診時一部負担金も含む) ※基本利用料及び食事療養費、付加給付等は対象外 ※道外の医療機関の場合は、一時自己負担し、役場で払い戻し請求
申請窓口	占冠村役場 住民課 国保医療担当 もしくは トمام支所
申請に必要なもの	・子育て支援医療費受給資格認定申請書(窓口で記入。HPからダウンロードもできます※1) ・印鑑 ・保護者の健康保険証 ※1 占冠村ホームページで、住民課>国保医療担当>医療費助成へ

お問合せ 占冠村役場 住民課 国保医療担当(電話:0167-56-2122)

出産祝い

### 名前入りククサプレゼント

ククサは、北欧由来の手作りの木製マグカップで、贈られた人は一生幸せになるという言い伝えがあります。村では、生まれた子どもの幸せを願い、お子さんの名前が入ったククサ(占冠産カバ材使用、しもかぶ工房制作)を差し上げています。

お問合せ: 占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)



※写真では名前の部分をぼかしています

# 赤ちゃんが生まれたら

## 医療費の助成

子どもの医療費助成(P.13)、ひとり親家庭への医療費助成(P.17)の他、以下の助成があります。

### 1. 新生児聴覚検査費助成

新生児聴覚検査は、赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。検査を受けた場合、費用の一部を助成します。

対象者	新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者で、検査日に占冠村に住民票がある方
助成額	初回検査・確認検査 各5,000円まで ※保険診療で検査を受けた場合は対象外
申請期間	検査日から6か月以内
申請窓口	占冠村役場 住民課 保健予防担当 もしくは トナム支所
申請に必要なもの	・申請書(窓口で記入。占冠村HPからダウンロードもできます※1) ・印鑑 ・検査にかかる領収書の写し ・母子健康手帳(検査実施を確認するために写しをもらいます)又は検査の方法及び結果がわかる書類の写し ※1 占冠村ホームページで、住民課>保健予防担当>新生児聴覚検査費助成事業へ

お問合せ 占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

### 2. 未熟児養育医療給付制度

1歳未満の未熟児で入院養育が必要な場合、医療費を全額助成します。

お問合せ 占冠村役場 住民課 国保医療担当(電話:0167-56-2122)

## こんな経済的支援もあります

### 1. 高額療養費制度

1か月(同じ診療月)の間で、医療機関に支払った自己負担額(保険診療外の費用や入院中の食事代等を除く)が一定の額を超えた場合、申請によりその超えた額が払い戻されます。帝王切開や切迫早産などで入院・手術をした場合は、高額療養費制度の対象になります。妊娠中に帝王切開をすることなどがわかったら、事前に申請することもできます。同一世帯なら、家族の医療費(保険診療による医療費なら介護費用も含む)も合算できます。

お問合せ

- ①国民健康保険に加入している方は  
…占冠村役場 住民課 国保医療担当(電話:0167-56-2122)
- ②職場の健康保険に加入している方は、加入されている医療保険へ

### 2. 医療費控除

自分や家族のために一定額を超える医療費を支払った場合、確定申告で医療費控除を受けることにより、一度収めた税が還付されます。赤ちゃんの健診費や入院費(自己負担分)、妊娠中の健診や検査の費用、通院交通費(自家用車のガソリン代は除く)などが対象になります。申告の際は、領収書(領収書のない交通費は、利用日・行先・運賃のメモ)が必要です。

お問合せ

富良野税務署(電話:0167-22-2144 ※自動音声案内)  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

# 赤ちゃんが生まれたら

## 保健師が訪問します

### 赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたご家庭を、保健師と助産師などが訪問します。赤ちゃんとお母さんの健康や、子育て、子どもの発達についてアドバイスしたり、予防接種や健診についてお話しします。育児の心配ごとや、お母さんの体調、母乳についての不安や悩みなどもご相談ください。※訪問日については、事前に保健師が電話でご連絡します

#### 予防接種のしおり交付について

赤ちゃん訪問の際、お子さんが予防接種を受ける際に必要な予診票を添付した「予防接種のしおり」と予防接種のスケジュールをお渡します。

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

## 乳幼児とお母さんの健診について

### 1. 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

健診では、お子さんの発育や発達について確認したり、育児の悩みや心配事などの相談ができます。歯科健診およびフッ素塗布も無料で行います。

対象者	乳児(前期:3~6か月児、後期:7~10か月児)、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児、経過観察児 ※対象者には個別にご案内します
場所	トナムコミュニティセンター
内容	・身体計測、問診、診察、育児相談、栄養相談 ・歯科健診、フッ素塗布(乳児・経過観察児除く)
健診時期	3月、7月、11月 ※日程は「広報しむかつぶ」でご確認ください

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

### 2. 1歳児への歯科健康診査

1歳0か月(～3か月)のお子さんに、歯科健診およびフッ素塗布を無料で行います。対象者には個別にご案内します。

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

### 3. 産婦健康診査費の助成

産後(2週、1か月)に受ける産婦健診費用を一部助成します。対象者には受診票をお渡します(P.10)。

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

### 4. 産婦歯科健康診査費の助成

妊婦一般健康診査受診票の交付を受けた方を対象に、一般歯科健康診査の費用を助成します。歯科健診は、トナム歯科診療所(P.21)で受けることができます(村外の医療機関は助成対象外)。対象者には、15週頃の妊婦一般健康診査受診票交付時に、歯科健診受診カードをお渡します。

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

# 赤ちゃんが生まれたら

## 予防接種について

予防接種を受けるためには、「赤ちゃん訪問」(P.15)の際にお渡しする「予防接種のしおり」が必要です。予防接種の受け方など詳細は「予防接種のしおり」でご確認ください。

接種場所	村立トママ診療所（電話:0167-57-2024）
接種日時	毎週水曜 13:30-14:00 ※季節性インフルエンザは時間が異なります。保健予防担当にご確認ください
予約について	定期予防接種…予約は不要です。直接診療所にお越しください 任意予防接種…事前に診療所に予約してください 季節性インフルエンザ…事前に保健予防担当に予約してください
村外の医療機関で接種する場合	事前に保健予防担当に申請が必要です。 申請書類:予防接種実施依頼書交付申請書（窓口で記入。ダウンロードもできます※1） ※1 占冠村ホームページで、住民課>保健予防担当>予防接種へ

### < 定期予防接種 >

予防接種の種類	対象者	標準的な接種回数
ヒブ	生後2か月～5歳未満	4回(接種開始時期が遅れた場合回数異なる)
小児肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回(接種開始時期が遅れた場合回数異なる)
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	3回
BCG	生後3か月～1歳未満	1回
ポリオ/四種混合(DPT-IPV:ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	生後3か月～7歳6か月未満	4回
麻疹・風疹(MR)	第1期:1歳～2歳未満 第2期:5歳児	各期1回ずつ
日本脳炎	第1期:生後6か月～7歳6か月未満 第2期:9歳～13歳未満	第1期3回、第2期1回
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満	2回
二種混合(DT) ※ジフテリア・破傷風	11歳～13歳未満	1回
HPVワクチン	小学校および義務教育学校6年生～高校1年生相当の女子	3回

### < 主な任意予防接種と接種費用の助成 >

予防接種の種類	助成	対象者	標準的な接種回数
ロタウイルス	全額助成	生後6週～24週	2回
おたふくかぜ	全額助成	1歳～中学生および義務教育学校後期課程	1回
季節性インフルエンザ	2回接種のうち1回分助成 ※保健予防担当に要予約	0歳～13歳未満	2回

お問合せ

占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

# ひとり親家庭への支援

## 1. 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けるための制度です。

対象者	子ども(18歳になった後の最初の3月31日までの間にある方、障がいのある20歳未満の方)を養育しているひとり親(父または母)、もしくは父母にかわって子どもを養育している方 ※公的年金受給や所得金額などによる支給制限があります
支給について	申請した月の翌月分から支給されます。原則として、毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室(電話:0167-56-2125)

## 2. ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の親と子どもや、両親のいない子どもの医療費を助成します。村に登録申請いただくと、「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお渡しします。医療機関を受診する際、この受給者証と健康保険証を提示すれば、道内の医療機関での健康保険適用分の医療費(保護者は入院にかかる医療費)の自己負担は原則ありません。

助成対象者	占冠村に住民票があり、健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と子ども、および父母のいない子ども ※扶養している子どもが18歳になった後の最初の3月31日まで ※所得税非課税世帯は、扶養している子どもが20歳になった後の最初の3月31日まで ※所得制限はありません
対象となる医療費	子ども:入院、通院、歯科、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費 保護者:入院にかかった健康保険適用分の医療費 ※初診時一時負担金含む。基本利用料及び食事療養費、付加給付等は対象外 ※道外の医療機関の場合は、一時自己負担し、役場で払戻し請求
申請窓口	占冠村役場 住民課 国保医療担当 もしくは トナム支所
申請に必要なもの	・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(窓口で記入。ダウンロードもできます※1) ・印鑑 ・保護者の健康保険証 ※1 占冠村ホームページで、住民課>国保医療担当>医療費助成へ

お問合せ 占冠村役場 住民課 国保医療担当(電話:0167-56-2122)

## 3. 母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭などの経済的自立を助け、扶養している子どもの福祉を増進することを目的に、生活資金、就学資金、就業資金などを低金利で貸し付ける制度です。また、担当している上川総合振興局の社会福祉課には母子・父子自立支援員があり、資金の借入れをはじめ生活上の心配事などについて、相談を受けています。

お問合せ 上川総合振興局 保健環境部 社会福祉課 子ども子育て支援係(電話:0166-46-5990)

# 障がいのあるお子さんへの支援

## 1. 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している父または母(もしくは親にかわって子どもを養育している方)に支給されます。申請が認定されると、申請した月の翌月分から支給となります。ただし、障がいの程度や、所得などにより認定されない場合があります。

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室(電話:0167-56-2125)

## 2. 障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度心身障がい者で、日常生活で常時介護を必要とする方に支給されます。申請が認定されると、申請した月の翌月分から支給となります。障がいの程度や、所得などにより認定されない場合があります。

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 社会福祉担当(電話:0167-56-2125)

## 3. 心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している方(加入者)が、一定の掛金を払込むことで、加入者がなくなったり重度の障がい者となった場合に、残された障がい者に一生涯年金が支給される制度です。

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 社会福祉担当(電話:0167-56-2125)

## 4. 障害者手帳の交付

身体障害者手帳(身体障がいのある方に)、療育手帳(知的障がいのある方に)、精神障害者福祉保健手帳(精神に障がいのある方に)の交付を行います。手帳を取得することで、バス・タクシー・JR・航空運賃割引や携帯電話の基本使用料割引など様々な福祉サービスや助成を受けることができます。受けられるサービスや助成は、障がいの種類や程度により異なります。

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 社会福祉担当(電話:0167-56-2125)

## 5. 障がい児通園など交通費補助

富良野市子ども通園センターなどの障がい児施設への通所にかかった交通費の一部を助成します。

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 社会福祉担当(電話:0167-56-2125)

## 6. 補装具費(購入・修理)の支給

身体障がい者の失われた身体部位、損なわれた身体機能を代償、補完する補装具の購入(修理)に要する費用の一部を支給します。

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 社会福祉担当(電話:0167-56-2125)

## 7. 児童デイサービス

障がいをもつ子どもに、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。身体障害者手帳を持っていない子どもや、判定を受けていない子どもも利用できます。

お問合せ 占冠村役場 福祉子育て支援課 社会福祉担当(電話:0167-56-2125)

# 子育てをサポートします

## 子育て広場「おひさまの会」

乳幼児の親子が集まり、保健師と一緒に、手遊びや絵本の読み聞かせ、季節の行事などを行います。保健師に育児相談もできます。どうぞお気軽にご参加ください。

対象者	0～3歳児(保育所入所前)の親子 ※対象の方には、毎月、会報誌「おひさまつうしん」を郵送しています
内容	手遊び、歌遊び、絵本の読み聞かせ、プール遊び、季節の行事、食育、離乳食試食会など
会場	トナムコミュニティセンター
日時	月1回 第4もしくは第5水曜 10:00-11:30 (日付は、「広報しむかつぶ」でご確認ください)

お問合せ 占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

## 相談したいときは

### 1. 親子健康相談

妊娠中の悩み・心配事の相談や、子どもの心身の発育・発達の確認、育児相談、虫歯予防に関する相談、栄養・離乳食相談などを行います。事前予約は不要です。会場に直接お越しください。

対象者	これから親になる方、乳幼児の親子 ※対象者には個別にご案内します
会場	トナムコミュニティセンター
日時	月1回 第1もしくは第2水曜 10:00-11:30 (日付は、「広報しむかつぶ」でご確認ください)

妊婦一般健康診査・超音波検査・産婦健康診査受診票および歯科健診受診カード交付について

妊娠15週頃および24週頃の親子健康相談の際、妊婦一般健康診査・超音波検査(P.10)および産婦健康診査(P.15)の受診票、妊婦一般歯科健康診査(P.10)および産婦歯科健康診査(P.15)の受診カードを交付します。対象者には、保健師が個別にご案内します。

お問合せ 占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

### 2. 妊娠・出産・子育ての悩み相談(健康相談室)

保健師が、妊娠中のことや出産、子どもの成長、発達、育児について、いつでも相談に応じます。訪問して相談に応じることもできます。不安や悩んでいることなど、一人で抱え込まず気軽に相談してください。

対象者	これから親になる方、子育て中の方
場所、相談日	・占冠村役場 保健予防担当 月曜～金曜 9:00-17:00 ・トナムコミュニティセンター 第2・4水曜 9:30-11:30(要事前連絡)

お問合せ 占冠村役場 住民課 保健予防担当(電話:0167-56-2122)

# 子育てをサポートします

## 子どもを預けるときは

### 1. 子育て応援事業(1歳児からの一時預かり)

保護者の就労や病気などにより、家庭での保育が一時的に困難になったお子さんをお預かりします。

対象者	以下の要件に当てはまる、村に住民票があり居住している親子が利用できます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・4月1日時点で、満1歳以上の子ども</li><li>・子どもは、保育に支障のない健康状態であること</li><li>・保護者が、就労のため家庭での保育が困難になったとき</li><li>・保護者が、病気や災害、事故などのため一時的に保育が困難になったとき</li></ul>
預かり場所	トナムコミュニティセンター
預かり時間	月曜～金曜 9:00-16:30 ※土曜・日曜・祝日を除く
料金	子ども一人につき 500円/日
主な持ち物	食事:昼食、おやつ、飲み物、食事前エプロン、スプーン、フォーク、おしぼり 着替え:上下2枚組くらい、下着、おむつ、おしりふき、昼寝用の布団とバスタオル、手拭き用のタオル、汚れたものを入れるビニール袋 ※持ち物にはできるだけ名前を書いてください ※利用時間帯により持ち物を検討してください
申し込み窓口	トナム支所 もしくは 占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室 ※初回は、利用の1週間前までにトナム支所もしくは子育て支援室にご相談ください ※2回目以降は、緊急の場合を除き、預かり希望日の2日前までにお申し込みください

#### お問合せ

占冠村トナム支所(電話:0167-57-2160)  
占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室(電話:0167-56-2125)

### 2. 保育所での一時預かり

保護者の傷病、冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での保育が困難になったお子さんを、保育所でお預かりします。

対象者	以下の要件に当てはまる、村に住民票があり居住している親子が利用できます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・4月1日時点で、満2歳～満5歳の子ども</li><li>・子どもは、保育に支障のない健康状態であること</li><li>・保護者が、傷病、災害、事故、冠婚葬祭などで緊急または一時的に保育が困難になったとき</li></ul>
預かり場所	トナム保育所
預かり時間	月曜～金曜 8:00-15:30 ※土曜・日曜・祝日は休園
料金	子ども一人につき 500円/日
持ち物	昼食、おやつ、飲み物をご用意ください ※この他、年齢などにより持ち物が異なります
申し込み窓口	トナム支所、トナム保育所、もしくは 占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室 ※初回は、利用の1週間前までにトナム支所もしくは子育て支援室にご相談ください ※2回目以降は、緊急の場合を除き、預かり希望日の2日前までにお申し込みください

#### お問合せ

占冠村トナム支所(電話:0167-57-2160)  
占冠村役場 福祉子育て支援課 トナム保育所(電話:0167-57-3281)  
占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室(電話:0167-56-2125)

# 医療機関について

## トナム地区の診療所について

### ◆ 村立トナム診療所

住所	占冠村字上トナム
電話	0167-57-2024
診療科目	内科、小児科、予防接種
受付時間	月・水のみ 9:00-11:30・13:30-16:30
休診日	火・木・金・土・日・祝

### ◆ 占冠村トナム歯科診療所

住所	占冠村字上トナム
電話	0167-57-2239
診療科目	歯科
受付時間	水のみ 9:00-12:00・13:00-17:00
休診日	月・火・木・金・土・日・祝

## 村外の医療機関について

村内には産婦人科のある医療機関および助産院がありません。妊婦健診・出産の際は、村外の医療機関などを利用してください。参考までに、トナムの先輩ママが利用している村外の医療機関をいくつかご紹介します。

※受診時期により休診日の変更等がありますので、詳細は各医療機関にお問い合わせください

※妊婦健診や出産に伴う交通費・宿泊費の助成についてはP.11参照

病院名	住所、電話、受付時間	診療科目、診療時間、休診日	先輩ママの 口コミ情報
公立 芽室病院	住所:芽室町東4条3丁目5 電話:0155-62-2811 受付時間:月～金7:45-11:30・ 12:30-16:30(小児科は月・水16: 00まで、火・木・金は午前のみ)	【小児科】8:45-12:30・14:00-17:15 (火・木・金は午後休診) ※産婦人科なし ※他の診療科目はHP参照 <a href="https://memuro.com/">https://memuro.com/</a>	高速の芽室ICから 近くて便利。小児 科の先生が優しい です。
帯広 厚生病院	住所:帯広市西14条南10丁目1 電話:0155-65-0101 受付時間:月～金8:00-11:00 (婦人科は月・水・金13:30-14:30、 産科は木13:30-14:30も受付)	【産婦人科】受付時間と同じ 【小児科】受付時間と同じ ※他の診療科目はHP参照 <a href="https://www.dou-kouseiren.com/byouin/obihiro/">https://www.dou- kouseiren.com/byouin/obihiro/</a>	産科では布おむつ を使っています。 授乳をしたい人 には専門の看護師が 教えてくれます。
富良野 協会病院	住所:富良野市住吉町1-30 電話:0167-23-2181 受付時間:月～金8:00-11:30・12: 30-15:00、土8:00-11:00 (新患は月～金8:30-11:30・13: 00-15:00、土8:30-11:00)	【産婦人科】8:00-11:30(火11:00まで) 【小児科】受付時間と同じ ※他の診療科目はHP参照 <a href="http://msknet.ne.jp/~furano-hospital/">http://msknet.ne.jp/~furano- hospital/</a>	小児科の先生は、 子どもの症状に合 わせてしっかり検 査してくれます。
いんやく 小児科 クリニック	住所:富良野市弥生町6-30 電話:0167-39-1177 受付時間:診療時間と同じ	小児科、アレルギー科 月～金8:30-12:00・13:30-17:00 (水13:30-14:30は予防接種優先) 土8:30-12:00	先生の対応が良い です。
いしかわ クリニック 耳鼻咽喉科	住所:帯広市西5条南24丁目18 電話:0155-24-1717 受付時間:診療時間と同じ	耳鼻咽喉科、アレルギー科 月～金9:00-12:00・14:00-18:00 (水午後休診) 土9:00-11:00	しっかり診て、真摯 に対応してくれま す。

# 医療機関について

## 病気・ケガの緊急連絡先など

### 1. 北海道小児救急電話相談

夜間に、熱が出た、咳が止まらない、頭をぶつけた、洗剤を飲んだなど、お子さんの急な病気やケガで心配な時、家庭での対処法や直ちに病院へ行くべきかどうかなどについて、助言やアドバイスを受けられます。

電話番号	プッシュ回線および携帯電話から 局番なしの # 8000 上記以外の電話から 011-232-1599
受付時間	毎日19:00-翌朝8:00
相談対応者について	・小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます ・19時-23時は道内の小児科医・看護師、23時~翌朝8時までではコールセンター(道外の小児科医・看護師)が対応します

### 2. 北海道救急医療情報案内センター

24時間、急病当番医など受診可能な医療機関の案内をしています(医療相談は受け付けていません)。

電話番号	一般電話から 0120-20-8699 携帯電話から 011-221-8699
受付時間	24時間365日
ホームページ	北海道救急医療・広域災害情報システム(休日・夜間当番医などを検索できます) <a href="http://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp">http://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp</a>

### 3. 中毒110番(公益財団法人 日本中毒情報センター)

お子さんが化粧品や医薬品、たばこなど身の回りにある化学物質や動植物の毒を飲んでしまったとき、応急処置などの指示をあおぐことができます(実際に事故が発生している場合に限る)。

電話番号 (受付時間)	大阪中毒110番 072-727-2499(24時間対応) つくば中毒110番 029-852-9999(9時-21時対応) たばこ専用電話 072-726-9922(24時間※テープによる情報提供)
----------------	--

### 4. こどもの救急(公益社団法人 日本小児科学会ホームページ)

子どもの症状から、家庭での対処やすぐに病院に行くべきかどうかなどを調べられます。

ホームページ	<a href="http://kodomo-qq.jp/">http://kodomo-qq.jp/</a>
--------	---

救急車を要請するとき 局番なし **119** ※まず「救急」か「火事」か、を伝えてください

※一般電話から119番にかけると…占冠消防支署に直接つながります  
※携帯電話から119番にかけると…富良野消防本部につながります。つながったら、現場が占冠であることを伝えてください。占冠消防支署に電話が転送されるので、電話を切らずにお待ちください。

※携帯電話から、占冠消防支署に直接かけるときは 電話:0167-56-2119

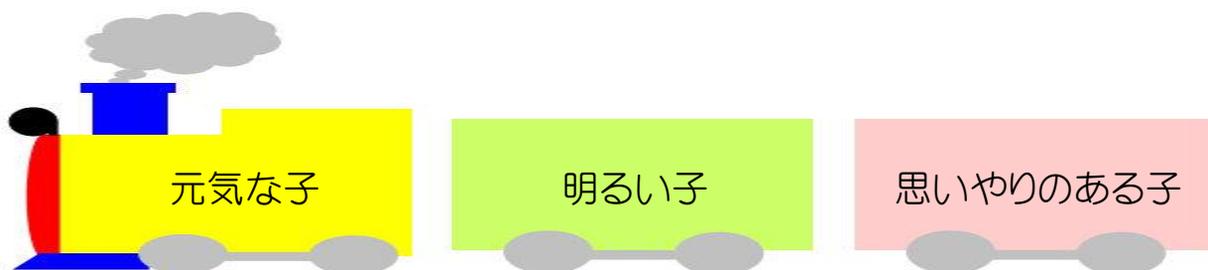


# 村立トママ保育所

## ●保育理念

- ・家庭や地域社会との連携を密にし、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意する
- ・心身共にくつろぎ、自己発揮が十分できるようにする
- ・養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する
- ・子どもを取り巻く社会や時代などを的確にとらえ、必要なニーズに対応する
- ・子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重する

## ●保育目標



## ●1日の流れ

時間	活動内容
8:00	登園(9:00まで) 自由遊び
10:15	片付け、排泄 朝のつどい(歌、体操など)
10:30	設定保育(散歩、外遊び、工作、 プール、雪遊びなど)
11:30	排泄 お弁当、歯磨き、排泄
12:40	午睡
14:40	起床、排泄
15:00	おやつ、歯磨き
15:20	帰りの準備 帰りのつどい(歌など)
15:30	降園
15:30 ~18:00	延長保育(自由遊び)

## ●年間行事

- 4月 入園式、懇談会
  - 5月 端午の節句、内科健診、歯科健診、  
トママ学校との合同運動会
  - 6月 演劇鑑賞、親子遠足
  - 7月 はと組お泊り会、交流会(☆)
  - 8月 セタまつり、はと組社会見学、演劇鑑賞、  
保育参観
  - 9月 遠足(☆)、懇談会、トママ学校との合同学芸会
  - 10~11月 交流会(入園前児童)、親子交流会(☆)、  
はと組小学校訪問
  - 12月 お餅つき会、クリスマス会
  - 1月 保育参観、園内研修(1~2月)
  - 2月 豆まき会、交流会(入園前児童)、懇談会
  - 3月 ひな祭り、お別れ会、卒園式
- ※身体測定、安全指導、避難訓練、大掃除は毎月実施  
※お子さんの誕生日に誕生日会を行います  
※☆は、村内の中央保育所との交流行事



週1回、ネイティブ講師による  
英語教育を行っています

# 村立トナム保育所

## ●保育所の概要

住所、電話	占冠村上トナム 電話:0167-57-3281
入所資格	4月1日時点で満2歳～小学校入学前の子ども
募集について	例年、4月入所の説明会を同年1月下旬に行います。説明会后、2月末まで入所希望を受け付けています。
定員	60名
職員	所長1名、保育士2名、臨時保育従事者2名、事務1名
保育時間	月曜～金曜 8:00-15:30(延長保育15:30-18:00)
休所	土曜・日曜・祝日 夏休み(8月中旬 2日間) 冬休み(12月中旬～1月上旬 7日間) 春休み(3月下旬～4月上旬 5日間)
クラス編成	満2歳児…ひよこ組、満3歳児…すずめ組、満4歳児…つばめ組、満5歳児…はと組
昼食	お弁当をご持参ください
一時保育	保育所開所時間内、1日500円(詳しくはP.20参照)

## ●保育料

各月初日の入所児童の所属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	延長保育料 (月額)
第1階層	生活保護による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の村民税の額が右の区分に該当する世帯	村民税非課税世帯	500円
第3階層		村民税課税世帯	500円
第4階層	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右に該当する世帯	72,000円未満	500円
第5階層		72,000円以上 180,000円未満	500円
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	500円
第7階層		459,000円以上	500円

※入所及び毎年8月に行う世帯調査により保育料を算定し、納付書を発行します

※所得税額は、配当公助、住宅借入金等特別控除を受ける前の税額とします

※上記保育料には、消費税及び地方消費税が含まれています

※保育料は、出欠日数により減免しません

※保育所の都合により月の全日を休所する場合は、保育料を徴収しません

お問合せ

占冠村役場 福祉子育て支援課 トナム保育所(電話:0167-57-3281)

# 義務教育学校 占冠村立トナム学校

## ●義務教育学校とは

小学校6年間・中学校3年間の計9年間の義務教育を一貫して行う学校です。一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施します。

小・中の隔たり無く  
柔軟に指導できる

義務教育学校で  
できること

教科担任制で  
教員の専門性を発揮

地域の人や資源を活かした  
総合学習がしやすい

9年間の教科の系統性を見  
通した一体的カリキュラム

小中ギャップの解消

## ●学校教育目標

自ら学び 心豊かに たくましく

自ら学ぶ人・・・(知)自ら考え正しく判断し、生涯にわたって学び続ける人

心豊かな人・・・(徳)優しさや思いやりの心を持ち、互いに励まし合い、磨き合う人

たくましい人・・・(体)強い意志と責任感を持ち、健やかにたくましく生きる人

## ●トナム学校の取り組み

### はきはき(知)

- ☆少人数指導及び教科担任制
- ・課題に応じた「マイプラン(自己目標設定)」によるきめ細やかな指導
- ・「できる」「わかる」まで指導
- ☆トナムの自然を生かした教育
- 川の学校・雪の学校(北海道大学と連携)、川遊び(地域ボランティア)など
- ☆ICT活用による基礎的内容の習熟及び交流授業と集合学習

### いきいき(徳)

- ☆基本的な生活習慣の定着(あいさつ・言葉づかい)
- ・児童・生徒会のあいさつ運動
- ・地域住民による声かけなど
- ☆異学年交流
- ☆アスペン市(アメリカ)との交流(国際理解)→詳しくはP.27
- ☆地域の資源(自然環境や地域人材)を活用した体験活動の充実

### きびきび(体)

- ☆基礎体力づくり
- ・縄跳び、一輪車、シャトルランなどによる体力づくり
- ・ゲームや遊びの要素を取り入れた体力づくり
- ☆食育を通した生活習慣の確立
- ☆体育的行事の推進
- カーリング教室、リゾートと連携したスキー授業及びスキー大会

### トナム学校は地域と共につくるコミュニティ・スクールです

保護者や地域住民、学校などで構成される「学校運営協議会」を設置し、子どもたちをどのように成長させるのか、そのために地域や学校、家庭が何をするのかを議論したりしながら、よりよい学校づくりを進めています。



## ●入学のお知らせについて

翌年義務教育学校へ入学されるお子さんの保護者あてに、毎年9月下旬、就学時健康診断日をお知らせします。また、1月下旬には、義務教育学校への入学のお知らせとして、就学通知書を保護者宛に送付します。

トナム学校の児童生徒数および教職員数(2019年4月時点)

2年生1名、3年生1名、4年生1名、5年生1名、6年生1名、8年生1名、教職員8名

お問合せ

占冠村教育委員会 学校教育担当(電話:0167-56-2182)

# 就学したら

## 就学・スポーツ活動への援助

### 1. 就学援助費の助成

経済的理由によって、トナム学校への就学が困難なお子さんに、学用品や給食費などを援助します。

対象者	占冠村に住民票がある子どもで、以下に該当する方 ・要保護児童生徒 ・準要保護児童生徒 ・生活能力の低い家庭(詳細条件あり)の児童生徒
援助内容	学用品、通学用品、校外活動費、新入学児童生徒学用品、修学旅行経費、通学費

お問合せ 占冠村教育委員会 学校教育担当(電話:0167-56-2182)

### 2. 奨学資金の貸し付け

優秀な生徒・学生で、経済的理由により就学が困難な方に、無利子で奨学資金を貸し付けます。

対象者	占冠村に住民票がある保護者の子どもで、学業優秀な方
貸し付け金額	高校:月25,000円以内、大学:月50,000円以内、入学準備金:20,000円以内

お問合せ 占冠村教育委員会 総務担当(電話:0167-56-2182)

### 3. アスリート派遣補助事業

トナム学校の児童・生徒および高校生が出場する全国大会への参加経費を援助します。

お問合せ 占冠村教育委員会 社会教育担当(電話:0167-56-2183)

## 学童保育

保護者が昼間家庭にいない6～12歳の児童を対象に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

対象者	就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない6～12歳(義務教育学校前期課程)の児童
場所	トナムコミュニティセンター 研修室
保育時間	学校登校日: 月曜～金曜 14:15-17:00 長期休業中: 月曜～金曜 9:00-17:00(弁当持参) ※土曜・日曜・祝日・年末年始は休み
保護者負担金	預かり料無料 おやつ代等2,000円/月 ※長期休業中のおやつ代は別途負担頂きます
申し込み窓口	トナム支所 もしくは 占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室 ※事前に利用者登録が必要です

お問合せ 占冠村トナム支所(電話:0167-57-2160)  
占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室(電話:0167-56-2125)

# 就学したら

## 公設学習塾、英語教育、国際交流

### 1. ステップアップサポートゼミ(公設学習塾)

基礎学力の向上、学習習慣の定着化、学校の授業の補完などを目的に、無料の公設塾を開設しています。

対象者	占冠村に住民票があるお子さんで、以下に該当する方 ・トマム学校前期課程(小学校段階)の5年生、6年生 ・トマム学校後期課程(中学校段階)の生徒
場所	占冠村コミュニティプラザ(占冠村字中央) ※トマムから無料送迎あり
受講料	無料

お問合せ 占冠村教育委員会 社会教育担当(電話:0167-56-2183)

### 2. 英語教育

#### ●英会話教室

村民を対象に、ネイティブ講師による英会話教室を開設しています。

対象者	占冠村に住民票がある方
場所	トマムコミュニティセンター
クラス	小学1-3年生クラス、小学4-6年生クラス、中学生クラス、一般クラス ※トマム学校前期課程の児童は、習熟度に合わせて上級のクラスも受講できます ※全クラスとも、教室の見学やお試し受講ができます
教材費	全16日分5,000円 ※日数と費用は変更になる場合があります

お問合せ 占冠村教育委員会 社会教育担当(電話:0167-56-2183)

#### ●保育所、トマム学校での英語教育

保育所とトマム学校で、ネイティブ講師による英語教育を行っています。保育所では、週1回英語での遊びを提供、トマム学校では、英語の授業を担当しています。

お問合せ 保育所について…占冠村役場 福祉子育て支援課 子育て支援室(電話:0167-56-2125)  
トマム学校について…占冠村教育委員会 学校教育担当(電話:0167-56-2182)

### 3. 占冠・アスペン中学生短期交換留学事業(国際交流)

1986年に、アメリカ・コロラド州アスペン市にあるアスペンスキー場とトマムスキー場が友好提携を結んだことをきっかけに、村とアスペン市との交流が始まりました。1989年から、中学生の相互訪問を行っています。

#### 事業内容

- ・村の中学2年生の希望者全員をアスペン市に派遣(個人負担50,000円)
  - ・アスペン市の中学生の短期留学受け入れ
- ※中学生は、10日から2週間程度お互いの町を訪問。ホームステイをしながら学校訪問や様々な文化体験をする

お問合せ 占冠村教育委員会 総務担当(電話:0167-56-2182)